

[事案 29-345] 解約返戻金支払請求

・平成 30 年 7 月 26 日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集資料の記載内容の不備を理由として、解約返戻金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 7 月に契約した低解約返戻金型定期保険を 1 年後に解約したところ、解約返戻金が支払われなかったが、以下の理由により、解約返戻金を支払ってほしい。

(1)重要事項説明書、設計書に「保険料が払い込まれた年月数により計算した額に対し、1 年目は 75%、2 年目は 80%、3 年目は 85%、4 年目は 90%の低解約返戻金割合を乗じた金額になります。」「低解約返戻金期間は 4 年となっており、それぞれの解約返戻金割合は、1 年目は 75%、2 年目は 80%、3 年目は 85%、4 年目は 90%となっています。」と記載されている。

(2)解約返戻金は多少なりとも出るような書き方をしている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)低解約返戻金型の保険契約における解約返戻金額は、「低解約返戻金型ではない同種類の保険契約の解約返戻金額」に所定の解約返戻金割合を乗じることにより算出することを説明したものである。

(2)「保険料が払い込まれた年月数により計算した額」は「低解約返戻金型ではない同種類の保険契約の解約返戻金額」を表しているが、本契約について、1 年目に解約した場合の額は 0 円である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を確認するため、申立人代表者の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集資料の記載が間違った記載であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。